

日作協発 6 号
2020 年 4 月 9 日

都道府県作業療法士会
会 長 各位

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準について
事業区分Ⅰの 1「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等」＜情報提供＞

前略 平素より協会活動についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 3 月 27 日付で厚生労働省保険局高齢者医療課長より都道府県後期高齢者医療主管部等宛に「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準について」（別紙：令和 2 年度 特別調整交付金交付基準）が発出されました。重要な点は、令和元年 10 月 25 日付け事務連絡（事業区分Ⅰの 1「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等」に係る「令和 2 年度以降「一体的実施」を推進するための特別調整交付金交付基準として考えられる案」）の変更点が記載されております。

これまで、特別調整交付金対象事業の支援を行う職種にハビリテーション専門職が含まれていなかったことから、日本作業療法士協会・日本理学療法士協会・日本言語聴覚士協会は、連名にて要望書（資料 1）を作成し渉外活動を重ね、この度、職名追記が成されました。

通い場等での社会参加を含むフレイル対策、介護予防（地域リハビリテーション活動支援事業等）の取り組みと一体的に実施すること等、非常に大きな役割を期待されております。各都道府県士会の担当者等に再度周知いただくようお願いいたします。また、「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」の資料も合わせご参考いただけますようお願い申し上げます。

草々

記

【変更点】

○通い場等への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職（地域を担当する医療専門職）
市町村及び広域連合からの要望を踏まえ、総合的な取組を実施できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を明記した。

【添付資料】

1. 通知文 （資料 2）
2. 別紙：特別調整交付金交付基準（資料 3）
3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）等（資料 4）
4. 要望活動の経緯（資料 5）

【参考】

○一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00006.html>

- ・第7回一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会（令和元年10月21日）
専門職の効果的・効率的な関与の具体的方策（日本作業療法士協会資料）

以上

【お問い合わせ・連絡先】

一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局

E-mail:ot_seido@jaot.or.jp